

東京学芸大学情報公開推進委員会規程等の一部を改正する規程

改正理由

東京学芸大学情報公開推進委員会規程の一部を改正する規程

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が平成 17 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、情報公開推進委員会を情報公開と個人情報保護の両方を審議する委員会とするため、委員会の名称及び審議事項を改めるものである。
東京学芸大学情報公開取扱規程の一部を改正する規程

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が平成 17 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、情報公開推進委員会の名称を改めることから、本規定中の同委員会名を改めるものである。

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部を改正する規程

外国政府等の交流事業により受け入れる外国人研究者（第 2 条第 4 号）については、当該交流事業に研究料の定めがない場合で、研究料を徴収する必要がある場合は、別に定める研究料を徴収することとし、研究料を徴収しない外国人研究者（第 2 条第 1 号から第 3 号）については、研究料に関する規定から除くこととする改正を行うものである。

東京学芸大学紀要出版規程の一部を改正する規程

紀要の発行単位を部門から学系に改め、合わせて、紀要編集委員会及び紀要出版委員会の審議事項の整理等、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学環境教育実践施設規程等の一部を改正する規程

各施設・センターの運営委員会委員について、専任教員から選出される委員の数を、「若干名」から、各施設・センターの専任教員数や部門数に応じた数に改め、学長委嘱委員の数は、専任教員から選出される委員の数を超えないものとし、各施設・センター間のバランスをとるよう所要の改正を行うものである。

また、国際教育センター及び教員養成カリキュラム開発研究センターの運営協議員について、その数を「若干名」から、学内者をセンター専任の教員 1 名に、学外者を 5 名以内に改め、両センターの運営協議員の数を同数とするよう所要の改正を行うものである。

承認経過

平成17年 3 月 2 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学情報公開推進委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 3 月 3 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成 17 年規程第 10 号

東京学芸大学情報公開推進委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学情報公開推進委員会規程（平成13年規程第 8 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学情報公開取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。
。

平成17年 3 月 3 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成 17 年規程第 38 号

東京学芸大学情報公開取扱規程の一部を改正する規程

東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第 7 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 3 月 3 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成 17 年規程第 11 号

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部を改正する規程

東京学芸大学外国人研究者受入規程（平成 9 年規程第 25 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学紀要出版規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 3 月 3 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成 17 年規程第 12 号

東京学芸大学紀要出版規程の一部を改正する規程

東京学芸大学紀要出版規程（昭和 41 年規程第 2 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学環境教育実践施設規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 3 月 3 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

平成 17 年規程第 13 号

- (1) 東京学芸大学環境教育実践施設規程（平成 6 年規程第 13 号）
- (2) 東京学芸大学教育実践研究支援センター規程（平成 16 年規程第 5 号）
- (3) 東京学芸大学留学生センター規程（平成 10 年規程第 11 号）
- (4) 東京学芸大学国際教育センター規程（昭和 58 年規程第 10 号）
- (5) 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程（平成 12 年規程第 6 号）
- (6) 東京学芸大学保健管理センター規程（昭和58年規程第11号）

東京学芸大学情報公開推進委員会規程の一部改正について

改 正	現 行
東京学芸大学<u>情報公開・個人情報保護委員会</u>規程 (設置) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学<u>情報公開・個人情報保護委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。 (目的) 第2条 委員会は、本学における情報公開・個人情報保護に関し、実施体制の整備及び能率的かつ適正な運営を図り、情報公開・個人情報保護の円滑な実施に資することを目的とする。 (審議事項) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) [省略] (2) <u>法人文書及び個人情報</u>（以下「法人文書等」という。）の開示・不開示の審査基準に関すること。 (3) <u>個人情報</u>の訂正・利用停止の審査基準に関すること。 (4) <u>法人文書等</u>の開示・不開示に関すること。 (5) <u>個人情報</u>の訂正・利用停止に関すること。 (6) <u>法人文書等</u>の開示実施手数料の減額又は免除に関すること。 (7)～(8) [省略] (9) <u>法人文書等</u>の管理に関すること。 (10) [省略] [省略] <u>附 則</u> <u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u>	東京学芸大学<u>情報公開推進委員会</u>規程 (設置) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学<u>情報公開推進委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。 (目的) 第2条 委員会は、本学における情報公開・個人情報保護に関し、実施体制の整備及び能率的かつ適正な運営を図り、情報公開・個人情報保護の円滑な実施に資することを目的とする。 (審議事項) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 情報公開・個人情報保護の実施体制に関すること。 (2) 開示・不開示の審査基準に関すること。 (3) 訂正・利用停止の審査基準に関すること。 (4) <u>法人文書</u>の開示・不開示に関すること。 (5) <u>法人文書</u>の訂正・利用停止に関すること。 (6) 開示実施手数料の減額又は免除に関すること。 (7) 情報公開・個人情報保護に係る不服申立てに関すること。 (8) 情報公開・個人情報保護に係る訴訟に関すること。 (9) <u>法人文書</u>の管理に関すること。 (10) その他情報公開・個人情報保護の円滑な実施に関すること。 [省略]

東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改 正	現 行
〔省略〕 (開示等の検討) 第4条 学長は、法人文書の開示、不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たって、当該法人文書を保有する部局等の長及び関係委員会の意見を求めるとともに、必要に応じて東京学芸大学<u>情報公開・個人情報保護委員会</u>（以下「<u>情報公開・個人情報保護委員会</u>」という。）に意見を求めるものとする。 〔省略〕 (開示実施手数料の減額等) 第7条 学長は、前条第2項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、開示実施手数料を減額又は免除することができる。この場合、必要に応じて<u>情報公開・個人情報保護委員会</u>の意見を求めるものとする。 (1) 及び(2) 〔省略〕 2 〔省略〕 〔省略〕 (不服申立て) 第9条 学長は、開示をしない旨の決定等について不服申立てがあったときは、<u>情報公開・個人情報保護委員会</u>の意見を求めるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (開示等の検討) 第4条 学長は、法人文書の開示、不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たって、当該法人文書を保有する部局等の長及び関係委員会の意見を求めるとともに、必要に応じて東京学芸大学<u>情報公開推進委員会</u>（以下「<u>情報公開推進委員会</u>」という。）に意見を求めるものとする。 〔省略〕 (開示実施手数料の減額等) 第7条 学長は、前条第2項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、開示実施手数料を減額又は免除することができる。この場合、必要に応じて<u>情報公開推進委員会</u>の意見を求めるものとする。 (1) 及び(2) 〔省略〕 2 〔省略〕 〔省略〕 (不服申立て) 第9条 学長は、開示をしない旨の決定等について不服申立てがあったときは、<u>情報公開推進委員会</u>の意見を求めるものとする。 〔省略〕

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部改正について

改 正	現 行
〔省略〕 (研究料等) 第7条 <u>第2条第4号に規定する外国人研究者の研究料は、当該交流事業の定めによるものとする。ただし、当該交流事業に研究料の定めがない場合で、研究料を徴収する必要がある場合は、当該研究料は、別に定める。</u> <u>2 第2条第5号に規定する研修員の研修料は、独立行政法人国際協力機構と協議の上、別に定める。</u> <u>3 既納の研究料又は研修料は、返還しない。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成17年3月3日から施行する。</u>	〔省略〕 (受入資格) 第2条 外国人研究者として受け入れることができる者は、次の各号に掲げる者で、原則として大学の教授、助教授、講師又は助手に相当する身分を有する者とする。 (1) 独立行政法人日本学術振興会業務方法書に基づく外国人研究者 (2) 独立行政法人国際交流基金業務方法書に基づく外国人研究者 (3) 独立行政法人日本学生支援機構帰国外国人留学生短期研究制度募集要項に基づく外国人研究者 (4) 外国政府、国際機関その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者 (5) 本学における国際交流を促進し、開発途上国の学術・文化の振興に資するため独立行政法人国際協力機構から申請のあった開発途上国からの研修員 (6) 前各号に掲げる者のほか、本学における学術研究の国際交流を推進する上で適当と認められる者で大学卒業後、大学院修了後の研究業績又は研究実績のあるもの 〔省略〕 (研究料等) 第7条 <u>第2条第1号から第4号までに規定する外国人研究者の研究料等は、当該制度の定めによるものとし、同条第5号に規定する研修員の研修料は、独立行政法人国際協力機構と協議の上、別に定める。</u> <u>2 既納の研究料又は研修料は、返還しない。</u> 〔省略〕

東京学芸大学紀要出版規程の一部改正について

改 正	現 行
〔省略〕 (発行) 第2条 <u>紀要は、各学系（施設・センターは、総合教育科学系に含む。以下同じ。）において、自主的に発行するものとする。</u> (投稿) 第3条 <u>各学系の専任教員は、所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは、次条に定める当該学系の紀要編集委員会に届け出るものとする。</u> 2 附属学校の専任教員は、希望する<u>学系の紀要</u>に投稿することができる。その場合は、投稿を希望する学系に属する専任教員の紹介を経て、次条に定める<u>当該学系の紀要編集委員会</u>の承認を得なければならない。 第2章 <u>紀要編集委員会</u> (設置) 第4条 <u>各学系に、東京学芸大学紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。</u> (構成) 第5条 <u>編集委員会は、当該学系の教授会構成員のうちから、任意の方法により選出された4名以上の委員をもって組織する。</u> 2 前項の委員の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 3 <u>編集委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。</u> (審議事項) 第6条 <u>編集委員会は、次の各号に定める事項を審議する。</u> (1) <u>編集及び編集計画の立案に関すること。</u> (2) <u>原稿の整理に関すること。</u> (3) その他<u>当該学系</u>における紀要編集に関する事項 第7条 (削除)	〔省略〕 (部門) 第2条 <u>本学の講座及び施設・センター等を別に定める部門に分け、それぞれの部門において自主的に紀要を発行するものとする。</u> (投稿) 第3条 <u>各学系の専任教員並びに環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター及び情報処理センター所属の専任教員は、所属部門に投稿するものとする。他の部門に投稿を希望するときは、次条に定める当該部門の編集委員会の承認を得るものとする。</u> 2 附属学校の専任教員は、希望する<u>部門</u>に投稿することができる。その場合は、投稿を希望する部門に属する専任教員の紹介を経て、次条に定める<u>当該部門の編集委員会</u>の承認を得なければならない。 第2章 <u>編集委員会</u> (設置) 第4条 <u>各部門ごとに、東京学芸大学紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。</u> (構成) 第5条 <u>編集委員会は、当該部門を担当する学系の教授会構成員のうちから、任意の方法により選出された5名以上の委員をもって組織する。</u> 2 前項の委員の任期は、<u>就任の日から起算して3年とする。</u> 3 <u>委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。</u> (審議事項) 第6条 <u>編集委員会は、次の各号に定める事項を審議する。</u> (1) <u>編集及び出版計画の立案</u> (2) <u>原稿の整理</u> (3) その他<u>当該部門</u>における紀要編集に関する事項 (議事) 第7条 <u>編集委員会の議事は、全委員の3分の2以上の賛成がなければ、これを決することができない。</u>

(庶務)

第7条 編集委員会に関する庶務は、当該学系が処理するものとする。

第3章 紀要出版委員会

第8条 [省略]

(構成)

第9条 出版委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 各学系の編集委員会委員長
- 2 出版委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 第1項第2号の委員の出席が困難な場合は、当該委員が所属する編集委員会の副委員長が代理出席することができる。

(審議事項)

第10条 出版委員会は、各学系間を調整し、刊行の円滑化を図るため、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 紀要出版に関する具体的方針に関すること。
- (2) 紀要出版に関する費用の配分に関すること。
- (3) その他紀要出版に関する事項

(会議)

第11条 出版委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の3分の2以上の賛成がなければなら
ない。

第12条 [省略]

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(庶務)

第8条 編集委員会に関する庶務は、当該部門を担当する学系が処理するものとする。

第3章 出版委員会

第9条 [省略]

(構成)

第10条 出版委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 各部門の編集委員会委員長
- 2 出版委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。

(審議事項)

第11条 出版委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 紀要出版の中核となり、各部門間を調整し刊行の円滑をはかること。
- (2) 紀要出版に関する具体的方針を検討すること。
- (3) 紀要出版に関する費用の配分に関すること。

(議事)

第12条 出版委員会の議事は、全委員の3分の2以上の賛成がなければ、これを決することができない。

第13条 [省略]

東京学芸大学環境教育実践施設規程の一部改正について

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 環境教育施設長 (2) 環境教育施設に所属する専任教員 <u>2名</u> (3) 副学長（研究等担当） (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 附属学校運営参事 1名 (7) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 若干名 <u>2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</u> (任期) 第8条 前条第1項第2号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (運営委員会) 第5条 環境教育施設に、環境教育施設の管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 環境教育施設の運営の基本方針に関すること。 (2) 環境教育施設の教員の人事に関すること。 (3) 環境教育施設の予算に関すること。 (4) その他環境教育施設の管理運営に関すること。 (組織) 第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 環境教育施設長 (2) 環境教育施設に所属する専任教員 <u>若干名</u> (3) 副学長（研究等担当） (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) 附属学校運営参事 1名 (7) <u>学長が委嘱する教員</u> 若干名 (任期) 第8条 前条第2号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕

東京学芸大学教育実践研究支援センター規程の一部改正について

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 各部門から各1名 (3) 副学長（教育等担当，研究等担当） (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 若干名 <u>2 前項第6号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</u> (任期) 第9条 前条第1項第2号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (運営委員会) 第6条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの教員の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 (組織) 第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 各部門から各1名 (3) 副学長（教育等担当，研究等担当） (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) <u>学長が委嘱する教員</u> 若干名 (任期) 第9条 前条第2号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕

東京学芸大学留学生センター規程の一部改正について

改 正	現 行
[省略] (審議事項) 第6条 委員会は、<u>次に掲げる事項を審議する。</u> (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの教員の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 (組織) 第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 <u>3名</u> (3) <u>副学長（教育等担当）</u> (4) <u>学系長</u> (5) 附属図書館長 (6) 国際交流推進委員会から推薦された委員 1名 (7) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 若干名 <u>2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</u> (任期) 第8条 前条第1項第2号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 [省略] <u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u>	[省略] (運営委員会) 第5条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第6条 委員会は、<u>次の各号に掲げる事項を審議する。</u> (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの教員の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 (組織) 第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 <u>若干名</u> (3) <u>学系長</u> (4) <u>副学長（教育等担当）</u> (5) 附属図書館長 (6) 国際交流推進委員会から推薦された委員 1名 (7) <u>学長が委嘱する教員</u> 若干名 (任期) 第8条 前条第2号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 [省略]

東京学芸大学国際教育センター規程の一部改正について

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第7条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) 学長が委嘱する<u>センターに所属する専任教員</u> <u>1名</u> (3) 学長が委嘱する学外の学識経験者 <u>5名以内</u> 〔省略〕 (組織) 第13条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 <u>3名</u> (3) 副学長（研究等担当） (4) 学系長 (5) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 若干名 <u>2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</u> (任期) 第14条 前条第1項第2号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	〔省略〕 第2章 運営協議会 (運営協議会) 第6条 センターに、センターの事業計画その他の運営に関する重要事項について、センター長の諮問に応ずるため、運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 (組織) 第7条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) 学長が委嘱する<u>本学専任の教員</u> <u>若干名</u> (3) 学長が委嘱する学外の学識経験者 <u>若干名</u> 〔省略〕 (運営委員会) 第11条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第12条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの教員の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 (組織) 第13条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 <u>若干名</u> (3) 副学長（研究等担当） (4) 学系長 (5) <u>学長が委嘱する本学専任教員</u> 若干名 (任期) 第14条 前条第2号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

〔省略〕

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程の一部改正について

改 正	現 行
(組織) 第8条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) 学長が委嘱する<u>センターに所属する専任教員</u> <u>1名</u> (3) 学長が委嘱する学外の学識経験者 <u>5名以内</u> 〔省略〕 (組織) 第14条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 <u>3名</u> (3) 副学長（研究等担当） (4) 学系長 (5) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 若干名 <u>2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</u> (任期) 第15条 前条<u>第1項</u>第2号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げな	〔省略〕 第2章 運営協議会 (運営協議会) 第7条 センターに、センターの事業計画その他の運営に関する重要事項について、センター長の諮問に応ずるため、運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 (組織) 第8条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) センター長 (2) 学長が委嘱する<u>本学専任の教員</u> <u>若干名</u> (3) 学長が委嘱する学外の学識経験者 <u>若干名</u> 〔省略〕 (運営委員会) 第12条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第13条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの教員の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 (組織) 第14条 委員会は、<u>次の各号</u>に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 <u>若干名</u> (3) 副学長（研究等担当） (4) 学系長 (5) <u>学長が委嘱する本学専任教員</u> 若干名 (任期) 第15条 前条第2号及び5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただ

い。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
〔省略〕

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第14条及び第15条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
〔省略〕

東京学芸大学保健管理センター規程の一部改正について

改 正	現 行
(組織) 第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 所長 (2) センターに所属する専任教員 (3) 副学長（教育等担当） (4) 学系長 (5) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 若干名 <u>2 前項第5号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</u> <u>3</u> 委員会に、専門的事項の審議に参加させるため、専門委員を置くことができる。 <u>4</u> 専門委員は、委員会の議に基づき、所長が委嘱する。 (任期) 第8条 前条第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成17年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (運営委員会) 第5条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの教員の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。 (4) その他センターの管理運営に関すること。 (組織) 第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 所長 (2) センターに所属する専任教員 <u>若干名</u> (3) 副学長（教育等担当） (4) 学系長 (5) <u>学長が委嘱する教員</u> 若干名 <u>2</u> 委員会に、専門的事項の審議に参加させるため、専門委員を置くことができる。 <u>3</u> 専門委員は、委員会の議に基づき、所長が委嘱する。 (任期) 第8条 前条第1項<u>第2号及び</u>第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕